

令和5年第 7回  
総 会  
7月

## 白井市農業委員会会議録

令和5年7月6日 開会

令和5年7月6日 閉会

## 白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和5年7月6日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

|      |         |
|------|---------|
| 会 長  | 笠 井 行 雄 |
| 会長代理 | 中 村 教 雄 |
| 1 番  | 伊 藤 治   |
| 2 番  | 岩 井 聡 明 |
| 3 番  | 今 井 幹 代 |
| 4 番  | 芦 田 恵 子 |
| 5 番  | 山 崎 正 司 |
| 6 番  | 山 崎 雅 巳 |
| 7 番  | 海老原 清   |

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齊 藤 和 博
2. 小 松 隆 夫
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 菊 夫
6. 高 宮 正 明
7. 中 嶋 健 次
8. 秋 本 善 久

傍聴者      なし

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 白井市農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第2号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

8月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 7月20日木曜日
- ・事前審査会(案) 7月26日木曜日  
第1班 午前9時から 東庁舎1会議室101
- ・総会(案) 8月 3日木曜日  
午後4時00分から 本庁舎2階 災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、令和5年7月定例総会に出席をいただきまして、大変御苦労さまでございます。

それから、今月の農業委員最適化推進委員の改選によりまして、私を含めまして辞められる委員さんにつきましては、長年にわたり大変御苦労さまでございました。

今後の御活躍をお祈りしたいと思います。

また、引き続き就任されます委員さんにつきましては、これからの白井市農業委員会の発展になお一層の御尽力を賜りたいと思います。

よろしく願いいたします。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和5年7月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、3番、今井幹代委員、4番、芦田恵子委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

第1号議案について、農業委員の伊藤 治さん、推進委員の小林幸子さん、押田勝巳さん、秋本善久さんの4名が当事者であるため、一旦会議室のほうから退室をよろしく願いいたします。

議案第1号 白井市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題にいたします。

事務局、説明をお願いします。

事務局

それでは、事務局の今井です。

議案第1号につきまして、御説明をいたします。

それではまず、1ページを御覧ください。

議案第1号 白井市農地利用最適化推進委員の委嘱について。

下記のとおり、農業委員会等に関する法律第17条の規定による農地利用最適化推進委員を委嘱したいので、提出いたします。

令和5年7月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

まず、お手元の資料で3ページを御覧いただきたいと思います。

こちらは農業委員会等に関する法律で、抜粋による第17条、農地利用最適化推進委員の委嘱についての規定が記載されています。

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないと規定がされているところでございます。

また、資料の中には記載はないのですが、同じ法律の第19条第9項の規定には、農業委員会は推進委員を委嘱しようとするとき、農業者等に対し候補者の推薦を求めることができる。

推進委員になろうとする者の募集をしなければならないと規定がされております。

農業委員会は、その農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱というものを農業委員会で設けておりまして、その要綱に基づき、推進委員を選任するための手続をこのたび行ってきたところでございます。

それでは、4ページを御覧ください。

この資料につきましては、もう既に白井市のホームページに掲載をしているところでございますが、農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱第9条第2項の規定によりまして、候補者の選定委員会を今年の3月8日に開催をしたところでございます。そこで、推薦ですとか応募のありました8名の方々について評価した結果となっております。

ります。

評価事項につきましては、4ページの下の5のところになります。

最後になりますが、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者であること。

それから、破産手続の開始の決定を受けて復権をしていない者及び禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当しない者であること。

最後に、新たな農業委員と兼ねていない者であること。

この三つの項目を評価しているところでございます。

この評価をしている方々というのは、3番の出席者のところに、農業委員会会長の笠井会長、それから中村教雄会長代理、あとは市の職員で、こちらのほうに記載している職員のほうで評価を行ったというところでございます。

このようなことから、このたび議案第1号の提出をしております。

それでは、資料の1ページをもう一度、戻っていただければと思います。

1番、山崎操夫、住所、生年月日は記載のとおりです。

任期は、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間となっております。

担当区域は神々廻です。

2番、石井修一、住所、生年月日は記載のとおりで、任期につきましても同様です。

担当区域は、名内・小名内・今井・河原子です。

次のページで、3番、小林幸子、住所、生年月日は記載のとおりです。

任期につきましても同様です。

担当区域は、中・富塚です。

4番、押田勝巳、住所、生年月日は記載のとおりです。

任期も同様です。

担当区域は、木・折立・中木戸です。

5番、秋谷裕一、住所、生年月日は記載のとおりです。

任期は同様です。

担当区域は、平塚となっております。

6番、松丸敏雄、住所、生年月日は記載のとおりで、任期についても同様です。

担当区域は、十余一・清戸・谷田・武西です。

7番、伊藤 治、住所、生年月日は記載のとおりとなっております。

任期についても同様です。

担当区域は、白井木戸・七次・富士となっております。

最後の8番、秋本善久、住所、生年月日は記載のとおりで、任期も同様です。

担当区域は、白井・復となっております。

以上、8名を農地利用最適化推進委員として委嘱をしたいということで、本日審議

をお願いするものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

よろしくお願いします。

笠井会長 ありがとうございます。

本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

これより質疑に入らせていただきます。

質疑のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号 白井市農地利用最適化推進委員の委嘱について、採決を行います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 白井市農地利用最適化推進委員の委嘱について、承認することに可決します。

入室をお願いします。

議案第2号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局の今井です。

それでは、6ページを御覧ください。

議案第2号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて。

白井市長より、生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんの依頼がありましたので、買取希望者の有無について確認いたします。

令和5年7月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、根字木戸前の1筆です。

地目は山林、現況は畑です。

面積は1,897平方メートルです。

申請人は記載のとおり。

申請事由は生産緑地解除申請のため。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

笠井会長     では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあつせんについて、買取希望者の有無について確認をいたします。

買取希望者はありましたでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

笠井会長     議案第2号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあつせんについて、買取希望者なしということで市長に報告させていただきます。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局     事務局の今井です。

7ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和5年7月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

8ページを御覧ください。

専決処分書となります。

まず、①でございますが、農地法第3条の3第1項の規定による届出が3件となります。

続いて、9ページを御覧ください。

②といたしまして、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出が1件となっております。

報告事項につきましては、以上となります。

続きまして、戻っていただいて次第を御覧いただきたいと思います。

表紙の次第を御覧ください。

4の（2）その他になります。

8月の事前審査会、総会の日程につきまして、まず申請の締切り日は7月20日木曜日、事前審査会（案）といたしまして、7月26日水曜日としております。

担当の班ですが、2班と表示してあるかと思いますが、1班の誤りでございます。

1 班になります。

午前9時から、東庁舎1階会議室101で開催をしたいと思います。

総会（案）につきましては、8月3日木曜日、午後4時から、本庁舎2階災害対策室の2番・3番で開催を考えております。

事務局からの報告は以上となります。

笠井会長      本日の議案については、全て終わりました。  
慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人